

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 21 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 105 条の 2 第 4 項
処 分 の 概 要：運転経歴情報の記録
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第 104 条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、第 105 条（免許の失効）並びに第 105 条の 2 第 1 項及び第 3 項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第 39 条の 2 の 5（運転経歴証明書の交付等）及び第 39 条の 2 の 6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第 30 条の 8（運転経歴証明書の交付等の申請の手続）及び第 30 条の 14（運転経歴情報の記録等）
審 査 基 準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：申請の当日中
申 請 先：交通部運転免許試験課免許申請係、同課京都駅前運転免許更新センター申請係又は警察署交通課
問 合 せ 先：交通部運転免許試験課免許申請係（電話 075-631-5181 内線 278）
備 考：